

新城市農業振興対策事業補助金等交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、農業の振興を図るため、農業者等に対し、市の予算の範囲内で交付する新城市農業振興対策事業補助金等（以下「補助金等」という。）について、新城市補助金等交付規則（平成17年新城市規則第43号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「農業者等」とは、農業者、農業協同組合、森林組合、公社、土地改良区、農事組合法人その他農林漁業者又は農林漁業関係者で組織する団体をいう。

(交付の対象及び補助率)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、別表第1に掲げる事業とし、この実施に必要な経費のうち、補助金交付の対象として市長が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について補助金等を交付する。

2 補助金等の種類、事業の目的、補助対象者、補助対象経費及び補助率等は、別表第1のとおりとする。

(交付の申請)

第4条 補助金等の交付の申請をしようとする者は、新城市農業振興対策事業補助金等交付申請書（様式第1）に次に掲げる書類を添付して、別に指示する期日までに市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書（適宜様式）

(2) 収支予算書（様式第2）

(3) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請書を提出するに当たって、各事業実施主体において当該補助金等に係る仕入れに係る消費税相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金等に係る仕入れに係る消費税相当額が明らかでない事業実施主体に係る部分についてはこの限りでない。

(交付の決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、及び必要に応じて現地調査を行い、補助金等を交付すべきものと認めるときは、補助金等の交付を決定し、新城市農業振興対策事業補助金等交付決定通知書（様式第3）により補助金等の交付の申請をした者に通知するものとする。

2 市長は、補助金等の交付の決定をする場合において必要があると認めるときは、前項の規定による決定に条件を付するものとする。

(変更等の申請)

第6条 補助事業を行う者（以下「補助事業者」という。）は、補助金等の交付の決定を受けた後において、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ新城市農業振興対策事業補助金等交付変更申請書（様式第4）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業の内容を変更しようとするとき。
- (2) 補助対象経費の配分を変更しようとするとき。

2 市長は、前項の承認をする場合において、必要があると認めるときは、補助金等の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

3 市長は、前項の規定により補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件を変更したときは、新城市農業振興対策事業補助金等交付変更決定通知書（様式第5）により補助事業者へ通知するものとする。

(補助事業の中止又は廃止)

第7条 補助事業者は、補助金等の交付の決定を受けた後において、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ新城市農業振興対策事業補助金等補助事業中止（廃止）申請書（様式第6）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請を承認したときは、新城市農業振興対策事業補助金等補助事業中止（廃止）承認通知書（様式第7）により補助事業者へ通知するものとする。

(状況報告)

第8条 補助事業者は、別表第2に掲げる事業については、補助事業に着手し、又は完了したときは、着手又は完了の後速やかに新城市農業振興対策事業補助金等補助事業着手（完了）報告書（様式第8）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による報告のほか、別表第2に掲げる事業に限らず、補助事業者へ補助事業の遂行の状況に関する報告を求めることができる。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したとき、又は補助事業の廃止の承認を受けたときは、完了若しくは廃止した日から起算して20日以内又は補助金等の交付の決定の通知を受けた日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、新城市農業振興対策事業実績報告書（様式第9）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書（適宜様式）
- (2) 収支精算書（様式第2）
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金等の額の確定)

第10条 市長は、前条の規定により報告を受けたときは、その内容を審査し、及び必要に応じて現地調査を行い、適当であると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、新城市農業振興対策事業補助金等交付確定通知書（様式第10）により補助事業者へ通知するものとする。

(補助金等の交付)

第11条 補助金等の交付は、前条の規定により補助金等の交付の額が確定した後に行うものとする。

2 市長は、補助金等の交付の目的を達成するために特に必要があると認めるときは、補助事業の完了前に補助金等の全部又は一部について概算払又は前金払をすることができる。

3 補助事業者は、補助金等の交付を請求するときは、新城市農業振興対策事業補助金等交付請求書（様式第11）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し）

第12条 市長は、補助金等の交付の決定をした場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 天災、地変その他補助金等の交付の決定後に生じた事情の変更により補助金等の交付の目的の達成が困難であると認めるとき。

(2) 補助事業者が補助金等を補助事業以外の用途に使用したとき。

(3) 補助事業者が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。

(4) 補助事業者が法令又は条例若しくは規則に違反して補助事業を行ったとき。

(5) 補助事業者が虚偽の申請その他不正の手段により補助金等の交付の決定又は交付を受けたとき。

(6) その他市長が不相当と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により補助金等の交付を取り消したときは、新城市農業振興事業補助金等交付取消決定通知書（様式第12）により補助事業者に通知するものとする。

（調査）

第13条 市長は、事業の適正化を図るため、必要に応じて補助の対象となった物件等の管理状況、その他必要な調査を行うことができる。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

2 改正後の要綱の規定は、改正後の要綱の施行の日以後になされる補助金等の交付の申請について適用し、同日前になされた廃止前の各種補助金等交付要綱等の規定に基づく補助金等の交付に係る申請については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年2月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年2月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年7月11日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年2月6日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年3月3日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年9月23日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月3日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年10月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月13日から施行する。

別表第 1

補助金等の種類	事業の目的	補助対象者	補助対象経費	補助率等
農業新経営者育成事業補助金 (農業経営士、青年農業士及び 4 H クラブ補助金)	農業経営者及び農業後継者等のグループ組織の育成強化を図り、リーダーとしての資質向上や中核的担い手となる基礎を確立させることを目的とする。	①農業経営士協会新城設楽支部新城分会 ②新城青年農業士会 ③新城市 4 H クラブ	各組織の事務費、会議費、及び負担金を除く活動に要する経費（事業費）	毎年度 4 月 1 日現在における、 ①会員 1 人当たり 2,000 円 ②会員 1 人当たり 10,000 円 ③会員 1 人当たり 10,000 円 ※ただし、当該年度に要した事業費が、算定された補助金額を下回った場合は、当該事業費を上限とする。
生活改善普及事業補助金	よりよい農山村と農家生活を築くために、お互いに情報や技術の交換・研究をし、男女共同参画で住みよい環境と豊かで明るい地域づくりを目指すことを目的とする。	農村輝きネット・しんしろ	事務費、会議費、及び負担金を除く生活改善普及活動に要する経費（事業費）	毎年度 4 月 1 日現在における、会員 1 人当たり 5,000 円 ※ただし、当該年度に要した事業費が、算定された補助金額を下回った場合は、当該事業費を上限とする。
就農支援資金償還助成金	就農するにあたり必要な技術の習得、その他就農準備を支援するための経費の一部に対し助成し、就農時における経費の負担を軽減することを目的とする。	就農支援資金の借受者	就農支援資金の償還に係る経費	補助対象経費の 2/3 以内
農業近代化資金利子補給事業補助金	農業経営の近代化を図るために、農業者が金融機関から借り入れた農業近代化資金の利子補給を行い、農業経営の安定化に資することを目的とする。	融資機関から委任を受けた金融機関	農業近代化資金の償還に係る経費のうち利子に相当する部分（愛知県が利子補給を行うものに限る。）	利子補給率は年 1.0%以内とし、期間は 3 年以内とする。（その他必要な事項は、別途要領に定める。）

補助金等の種類	事業の目的	補助対象者	補助対象経費	補助率等
農業経営基盤強化資金利子補給事業補助金	農業者の計画的な経営発展を支援し、効率的かつ安定的な農業経営の育成により地域産業の発展を図るため、農業者が金融機関から借り入れた農業経営基盤強化資金の利子補給を行い、農業経営の安定化に資することを目的とする。	農業経営基盤強化資金を借り受けた農業者	農業経営基盤強化資金の償還に係る経費のうち利子に相当する部分	利子補給率は、別途要領に定める。
農林業公社助成金	公益財団法人農林業公社しんしろの活動を支援する。	公益財団法人農林業公社しんしろ	公益財団法人農林業公社しんしろの事業運営に係る経費	予算の範囲内で市長が定める額
山間地営農等振興事業補助金	自然的・経済的・社会的諸条件に恵まれた県内他地域との格差を是正するため、農業者等が行う農林漁業用近代化施設整備等を支援し、本市の農業の振興を図る。	農業者等	愛知県山間地営農等振興事業実施要領（昭和51年4月10日付け51農政号外愛知県農林部長通知。）に基づいて行う事業を実施するに要する経費	補助対象経費の1/2以内（ただし、家畜ふん尿処理施設については3/5以内）
奨励農産物経営安定対策補助金	新城市農業基本計画において、地域の基幹品目に位置付けられた奨励農産物（以下「補助対象農産物」という。）の経営を安定させるため、生産に要する経費の一部に対し助成する。	市内に居住し、市内において補助対象農産物の生産及び出荷・販売を行う者	補助対象農産物及び補助対象経費は、別途、実施要領で定める。	予算の範囲内で市長が定める額（別途、実施要領で定める。）
優良種苗供給事業補助金	本市の伝統ある特産品の「八名丸さといも」について、生産者に対し優良種苗を供給することで、産地としての信頼と品質の向上を図る。	愛知東農業協同組合	八名丸さといもの茎頂培養に要する経費	補助対象経費の1/2以内

補助金等の種類	事業の目的	補助対象者	補助対象経費	補助率等
特産品普及啓発活動補助金	新たな特産品の普及啓発活動を行うことで、産地の形成や活性化を図る。	特産品の普及啓発活動に取り組む団体	特産品の普及啓発活動に要する経費	予算の範囲内で市長が定める額
農業用資材再生利用推進補助金	農業用資材の再生利用を推進し、環境に配慮した農業を目指すことを目的とする。	愛知東農業協同組合	農業用資材の再生利用に要する経費	予算の範囲内で補助対象経費の 1/3 以内
酒米の郷づくりプロジェクト事業補助金	市内において生産されている酒米「夢山水」及び「夢吟香」に加え、新たに愛知県の産地品種銘柄に指定された酒造好適米「山田錦」の作付面積を増やし、産地として確立させ、市全域を酒米の郷と位置付け、T P P の影響を受けにくい安定したコメ作りを目指す。	「山田錦」の生産者又は「山田錦」の生産者及び酒米関係者で組織する団体又は、その他本事業に賛同する団体であつて、かつ目的達成に必要と認められる団体	補助金の交付額又は補助の対象となる経費は、次の各号に掲げるとおりとする。 (1) 補助金の交付額は、「山田錦」の生産者が平成 30 年産以降、「山田錦」の作付を拡大した面積に市長が別に定める額を乗じた額 (2) 酒造特性などの情報を酒造会社と交換し、更なる付加価値の追求に関すること。 (3) 栽培上の課題を克服するため、県の試験研究機関との連携に関すること。 (4) 他の酒米栽培先進地など事例研究、視察の実施に関すること。 (5) 研究会員の親睦を深めるため必要と考えられること。 (6) その他、目的達成に必要と考えられること。	補助対象経費(1)に係る補助金の交付額は、平成 30 年産以降、「山田錦」の作付を拡大した面積に対し、予算の範囲内で市長が定める額を乗じた額とする。ただし、交付期間は作付を拡大した年から 3 年限りとする。また、平成 30 年産以降、作付が拡大しない年は交付しないものとする。また、補助対象経費(2)から(6)に係る補助金の交付額については、予算の範囲内で市長が定める額とする。

補助金等の種類	事業の目的	補助対象者	補助対象経費	補助率等
担い手確保PR 資材作成費補助 金	新規就農希望者に対し、 本市の農業の魅力や、本 市におけるきめ細やかな 受入支援策の構築がなさ れている事などを発信す ることにより、移住・定 住を促し確実に新規就農 者の確保に繋げることを 目的とする。	愛知東農業協同組合	担い手確保PR資材 作成に要する経費	予算の範囲内で補助 対象経費の1/2以内
水田農業経営所 得安定対策推進 費補助金	経営所得安定対策及び水 田活用の直接支払交付金 の実施に必要となる推進 活動等のうち、事業実施 主体が行う現場における 推進活動や要件確認等に 必要となる経費を助成す ることを目的とする。	新城市地域農業再生 協議会	経営所得安定対策の 推進活動や要件確認 等に必要となる経費	予算の範囲内で市長 が定める額
公社研修生支援 事業補助金	新城市担い手確保育成総 合支援計画により新規就 農受入支援対象者に認定 され、公益財団法人農林 業公社しんしろ新規就農 研修生受入要綱（以下 「受入要綱」という。） において研修生として登 録された者が農業研修を 受け、確実に就農開始が 図れるよう支援すること を目的とする。	公益財団法人農林業 公社しんしろ	補助対象経費は、次 の通りとする。 (1)受入要綱第3条に より決定した研修 受入農家に対する 謝礼 (2)受入要綱第8条に 基づいて行う事業 に要する経費	交付額及び補助率は 次のとおりとする。 (1)左欄の(1)に係る 交付額は予算の範 囲内で市長が定め る額 (2)左欄の(2)に係る 補助率については 予算の範囲内で補 助対象経費の1/3 以内

補助金等の種類	事業の目的	補助対象者	補助対象経費	補助率等
援農隊員育成事業補助金	本市の奨励作物(夏秋トマト、周年ほうれんそう、いちご、菌床しいたけ)の新規就農者の増加に伴う労働力不足を解消するため、「援農隊員」の確保・育成や雇用労働者を確保するための取り組みを支援する。 (※「援農隊員」とは：本市の施設園芸作物のうち、奨励作物(夏秋トマト、周年ほうれんそう、いちご、菌床しいたけ)の労働力不足解消を目的として、生育管理や収穫要員として農作業の手助けをするため、一定の農作業研修を受講し、しんしろし援農隊員として登録された者をいう。)	愛知東農業協同組合	(1) 援農隊員の確保・育成を推進するために要する経費 (2) 本市の奨励作物(夏秋トマト、周年ほうれんそう、いちご、菌床しいたけ)の雇用労働者の確保を推進するために要する経費	予算の範囲内で補助対象経費の 1/2 以内
施設園芸団地整備事業補助金	農山漁村における定住等及び農山漁村と都市との地域間交流を促進するための措置を講ずることにより、農山漁村の活性化を図るため、地域の特性を活かした高付加価値・高収益型農業の確立による農業の振興のために必要な生産基盤・生産機械施設等の整備の導入に要する経費について助成する。	愛知東農業協同組合	農山漁村振興交付金実施要綱（平成 28 年 4 月 1 日付け 27 農振第 2325 号農林水産事務次官依命通知（以下「実施要綱」という。））に基づいて行う事業を実施するに要する経費	実施要綱に基づく補助率

補助金等の種類	事業の目的	補助対象者	補助対象経費	補助率等
産地生産基盤パワーアップ事業補助金	①供給調整機能等を有する拠点事業者を中心とした協働事業計画に参加する主体が実施する、協働事業計画の目標達成に必要となる取組に要する経費について助成する。 ②新城市地域農業再生協議会が策定する産地パワーアップ計画（以下「計画」という。）に定めるところにより実施する、産地の収益性の向上及び生産基盤強化に向けた取組であって、計画の目標達成に必要な取組に要する経費について助成する。	農業者、農業協同組合、公社、農事組合法人その他農業者の組織する団体、民間事業者、リース事業者、食品事業者、中間事業者、流通業者、地方農政局長等と協議して認める団体、コンソーシアム	産地生産基盤パワーアップ事業実施要綱（令和２年２月２８日付け元生産第１６９５号農林水産事務次官依命通知（以下「実施要綱」という。））に基づいて行う事業を実施するに要する経費	実施要綱に基づく補助率
強い農業・担い手づくり総合支援事業補助金（産地基幹施設等支援タイプ）	①地域農業において中心的な役割を果たしている農業法人体等による産地の基幹施設の導入費用について助成を行う。 ②品質・衛生管理の強化等を図る卸売市場施設、産地・消費地での共同配送等に必要なストックポイント等の整備費用について助成を行う。	農業者等の組織する団体等	強い農業・担い手づくり総合支援交付金実施要綱（平成３１年４月１日付け３０生産第２２１８号農林水産事務次官依命通知）に基づいて行う事業を実施するに要する経費	実施要綱に基づく補助率
強い農業・担い手づくり総合支援事業補助金（地域担い手育成支援タイプ（融資主体補助型））	適切な「人・農地プラン」に位置付けられた中心的経営体等が、経営発展を目的として、金融機関からの融資を活用して農業用機械・施設を導入する際に、取得に要する経費から融資等の額を除いた自己負担額について助成する。	適切な「人・農地プラン」に位置付けられた中心的経営体等	強い農業・担い手づくり総合支援交付金実施要綱（平成３１年４月１日付け３０生産第２２１８号農林水産事務次官依命通知）に基づいて行う事業を実施するに要する経費	実施要綱に基づく補助率

補助金等の種類	事業の目的	補助対象者	補助対象経費	補助率等
強い農業・担い手づくり総合支援事業補助金（地域担い手育成支援タイプ（被災農業者支援型））	気象災害による農業被害を受けた経営体の農業経営の維持を図るため、融資等を活用して農産物の生産に必要な施設等を復旧再建する場合の復旧・再建に要する経費（または補強に要する経費）から融資等の額を除いた自己負担額について助成する。	農業者又は当該農業者が組織する団体（補強にあつては実質化された「人・農地プラン」に位置付けられた中心経営体等）	強い農業・担い手づくり総合支援交付金実施要綱（平成31年4月1日付け30生産第2218号農林水産事務次官依命通知）に基づいて行う事業を実施するに要する経費	実施要綱に基づく補助率（ただし、愛知県が上乗せ助成をした場合、予算の範囲内かつその助成率と同等以上で上乗せ助成をすることができる。）
強い農業・担い手づくり総合支援事業補助金（地域担い手育成支援タイプ（条件不利地域型））	条件不利地域において、意欲ある経営体生産性の向上や農作業の効率化等を図るために必要となる共同利用機械等の導入に要する経費について助成する。	適切な「人・農地プラン」に位置付けられた中心的経営体等	強い農業・担い手づくり総合支援交付金実施要綱（平成31年4月1日付け30生産第2218号農林水産事務次官依命通知）に基づいて行う事業を実施するに要する経費	実施要綱に基づく補助率
強い農業・担い手づくり総合支援事業補助金（先進的農業経営確立支援タイプ（融資主体補助型））	適切な「人・農地プラン」に位置付けられた中心的経営体等が、前記の地域担い手育成支援タイプ（融資主体補助型）より高い目標を持ち、農業経営体の主体性発揮等を目的として、金融機関からの融資を活用して農業用機械・施設を導入する際に、取得に要する経費から融資等の額を除いた自己負担額について助成する。	適切な「人・農地プラン」に位置付けられた中心的経営体等	強い農業・担い手づくり総合支援交付金実施要綱（平成31年4月1日付け30生産第2218号農林水産事務次官依命通知）に基づいて行う事業を実施するに要する経費	実施要綱に基づく補助率
あいち型産地パワーアップ事業補助金	地域が一体となって策定した「産地戦略」に基づく栽培施設や共同利用施設の整備や改修、高性能な農業機械の導入に要する経費について助成する。	公社、農業者、農業者の組織する団体、民間事業者	あいち型産地パワーアップ事業実施要領（平成30年12月20日付け30園産第581号愛知県農林水産部長通知。）に基づいて行う事業を実施するに要する経費	補助対象経費の 1/3 以内

補助金等の種類	事業の目的	補助対象者	補助対象経費	補助率等
地産地消推進事業補助金	新型コロナウイルス感染症対応等に係る地産地消の推進を図るための農業機械・施設・設備等を導入するために要する経費について助成する。	愛知東農業協同組合	新型コロナウイルス感染症対応等に係る地産地消を目的とする農業機械・施設・設備等を導入する事業を実施するに要する経費	補助対象経費の全額
農作業省力化支援事業補助金	コロナ禍において、新しい生活様式に対応した農業生産に向けて、人との接触機会減少や密回避、農作業の省力化に繋がる農業機械の導入、既存施設の改修のために要する経費について助成する。	市認定農業者・認定新規就農者、3戸以上で構成された農業団体で新城市に納税義務があり、市税を滞納していないもの	人との接触機会減少や密回避、農作業の省力化に繋がる農業機械の導入、既存施設の改修、その他市長が認めるもの	補助対象経費の 1/2 以内（上限 200 万円）
経営発展支援事業補助金	就農 直後の経営発展のために必要な機械・施設の導入等の取組を支援する。	認定新規就農者	「機械・施設等の取得、改良又はリース」「家畜の導入」「果樹・茶の新植・改植」「農地等の造成、改良又は復旧」	実施要綱に基づく補助率
初期投資促進事業補助金	就農 直後の経営発展のために必要な機械・施設の導入等の取組を支援する。	認定新規就農者	「機械・施設等の取得、改良又はリース」「家畜の導入」「果樹・茶の新植・改植」「農地等の造成、改良又は復旧」	実施要綱に基づく補助率
農地利用効率化等支援事業補助金（条件不利地域支援タイプ）	条件不利地域において、意欲ある経営体育成・確保を図るために行われる農業用機械等の導入や簡易な基盤整備等の取組に対して助成を行う。	農家3戸以上が構成員に含まれている団体等	農地利用効率化等支援交付金実施要綱（令和4年3月30日付け3経営第3156号農林水産事務次官依命通知）に基づいて行う事業を実施するに要する経費	実施要綱に基づく補助率
地域の魅力再発見食育推進事業補助金	地場産物の普及啓発活動を行うことで、地産地消の推進や地場産物の利用促進を図り、地域農業を支援することを目的とする。	地場産物の普及啓発活動に取り組む団体	地場産物の普及啓発活動に要する経費	予算の範囲内で市長が定める額

補助金等の種類	事業の目的	補助対象者	補助対象経費	補助率等
被災農業者営農支援事業	被災した農業者が早期に営農を再開できるよう、本事業により損壊した施設・機械等の再建及び農業生産に必要な資材の購入等を速やかに支援し、農業の生産力の回復を図ることを目的とする。	自然災害による農業被害を受けた農業者等	1 営農再建支援事業 (1) 営農再建支援補助金 営農再建支援計画に基づき、自然災害による農業被害を受けた農業者等が、農産物の生産に必要な施設の再建等のための、整備事業に要する経費 2 営農継続支援事業 (1) 営農継続支援金 事業実施計画に基づき、自然災害による農業被害を受けた農業者が、営農を継続するのに必要な農業資材の購入等のための、事業に要する経費	補助対象経費の 1/2 以内 定額 (水田作 3.2 千円／10a 以内、水田作以外 63 千円／10a 以内)
先進的有機農業拡大促進事業	環境保全に効果の高い営農活動、病害虫のまん延防止、環境負荷軽減と持続的発展に向けた地域ぐるみのモデル的先進地区の創出、スマート農業機械等の導入、農業経営の法人化など、農業者等が行う先進的有機農業促進等を支援し、本市の有機農業の振興を図る。	スマート農業技術等の導入により、有機農業の生産拡大に取り組む農業者	みどりの食料システム戦略緊急対策交付金交付等要綱に基づいて行う事業を実施するに要する経費	実施要綱に基づく補助率

別表第 2

第 8 条第 1 項の規定により、着手（完了）報告書の提出を要する事業

- 1 山間地営農等振興事業
- 2 施設園芸団地整備事業
- 3 産地生産基盤パワーアップ事業
- 4 強い農業・担い手づくり総合支援事業
- 5 あいち型産地パワーアップ事業
- 6 地産地消推進事業

- 7 農作業省力化支援事業
- 8 経営発展支援事業
- 9 初期投資促進事業
- 10 農地利用効率化等支援事業
- 11 被災農業者営農支援事業（うち営農再建支援事業）
- 12 先進的有機農業拡大促進事業

新城市農業振興対策事業補助金等交付申請書

年 月 日

新城市長

申請者
住所
氏名
連絡先

年度において、新城市農業振興対策事業補助金等の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

- 1 補助金等の種類
- 2 補助事業の対象となる事業及びその内容
- 3 補助事業の施行期間
- 4 補助金等交付申請額
金 円
- 5 補助金等交付申請額の算出方法
- 6 補助事業の経費の配分及びその使用方法
- 7 添付書類
 - （1）事業計画書
 - （2）収支予算書（様式第 2）
 - （3）その他市長が必要と認める書類

（経営発展支援事業及び初期投資促進事業については国の実施要綱別紙様式第 2 号を添付）

収 支 予 算 （ 精 算 ） 書

1 収入の部 (単位：円)

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減 (△印は減額)	備 考
計				

2 支出の部 (単位：円)

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減 (△印は減額)	備 考
計				

新城市農業振興対策事業補助金等交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

新城市長
(公 印 省 略)

年 月 日付けの新城市農業振興対策事業補助金等の交付の申請につきまして、次のとおり交付することに決定しましたので通知します。

- 1 補助金等の種類
- 2 補助事業の対象となる事業及びその内容
- 3 補助事業に要する経費
- 4 補助金等の交付決定額
- 5 補助事業の経費の配分及びその使用方法
- 6 交付の条件

新城市農業振興対策事業補助金等交付変更申請書

年 月 日

新城市長

申請者
住所
氏名
連絡先

年 月 日付け 第 号で通知のありました新城市農業振興対策事業補助金等の交付の決定につきまして、次のとおり変更したいので申請します。

1 補助金等の種類

2 補助事業の対象となる事業及びその内容

3 変更の内容

（注）補助金等交付申請書の様式によって、変更前と変更後の内容が対比できるように作成すること。

4 変更の理由

5 添付書類

新城市農業振興対策事業補助金等交付変更決定通知書

第 号
年 月 日

様

新城市長

（ 公 印 省 略 ）

年 月 日付けの新城市農業振興対策事業補助金等の交付の変更申請につきましては、その内容を承認し、次のとおり交付の決定を変更することにしましたので通知します。

- 1 補助金等の種類
- 2 補助事業の対象となる事業及びその内容
- 3 交付決定の変更の内容
- 4 交付決定の変更の理由
- 5 補助金等の交付決定額
- 6 交付の条件

新城市農業振興対策事業補助金等補助事業中止（廃止）申請書

年 月 日

新城市長

申請者
住所
氏名
連絡先

年 月 日付け 第 号で通知のありました新城市農業振興対策事業補助金等の交付の決定につきまして、次の理由により補助事業を中止（廃止）したいので申請します。

- 1 補助金等の種類
- 2 補助事業の対象となる事業及びその内容
- 3 補助事業を中止（廃止）する理由

新城市農業振興対策事業補助金等補助事業中止（廃止）承認通知書

第 号
年 月 日

様

新城市長
（ 公 印 省 略 ）

年 月 日付けの新城市農業振興対策事業補助金等補助事業中止（廃止）申請につきまして、その内容を承認しましたので通知します。

- 1 補助金等の種類
- 2 補助事業の対象となる事業及びその内容
- 3 補助事業を中止（廃止）する理由

新城市農業振興対策事業補助金等補助事業着手（完了）報告書

年 月 日

新城市長

報告者
住所
氏名
連絡先

年 月 日付け 第 号で通知のありました新城市農業振興対策事業補助金等の交付の決定につきまして、次のとおり補助事業に着手した（補助事業を完了した）ので報告します。

- 1 補助金等の種類
- 2 補助事業の対象となる事業及びその内容
- 3 着手年月日
- 4 完了（予定）年月日
- 5 添付書類
契約書の写し（完了報告にあっては、納品書等の写し）

新城市農業振興対策事業実績報告書

年 月 日

新城市長

報告者
住所
氏名
連絡先

年 月 日付け 第 号で通知のありました新城市農業振興対策事業補助金等の交付の決定につきまして、次のとおり補助事業の実績を報告します。

- 1 補助金等の種類
- 2 補助事業の対象となる事業及びその内容
- 3 補助事業の施行期間
- 4 補助事業の効果
- 5 補助事業の総額（精算額）
- 6 添付書類
 - （1）事業実績書
 - （2）収支精算書（様式第2）
 - （3）その他市長が必要と認める書類

新城市農業振興対策事業補助金等交付確定通知書

第 号
年 月 日

様

新城市長
（ 公 印 省 略 ）

年 月 日付けで報告のありました補助事業につきまして、次のとおり新城市農業振興対策事業補助金等の額を確定しましたので通知します。

- 1 補助金等の種類
- 2 補助事業の対象となる事業及びその内容
- 3 補助金等の交付決定額
- 4 補助金等の交付確定額
- 5 備考

新城市農業振興対策事業補助金等交付請求書

年 月 日

新城市長

請求者
住所
氏名 印
連絡先

年 月 日付け 第 号で確定（決定）の通知がありました新城市農業振興
対策事業補助金等につきまして、次のとおり交付を請求します。

- 1 補助金等の種類
- 2 補助事業の対象となる事業及びその内容

3 補助金等の交付請求額

金	円
〔 概算払による場合 〕	
交付決定額	円
既 受 領 額	円
今回請求額	円
残 額	円

4 交付の方法

次の口座に振込みをしてください。

〈振込先口座〉

金融機関名 _____ 農協・銀行・信用金庫
店名 _____ 支店
預金種目 普通・当座
口座番号 _____
口座名義（カナ） _____

5 添付書類

（１）その他市長が必要と認める書類

（経営発展支援事業及び初期投資促進事業については国の実施要綱別紙様式第 3 号を添付）

新城市農業振興対策事業補助金等交付取消決定通知書

第 号
年 月 日

様

新城市長
(公 印 省 略)

年 月 日付け 第 号で交付の決定をした新城市農業振興対策事業補助金等につきましては、次のとおり交付の取消を決定したので通知します。

- 1 補助金等の種類
- 2 補助事業の対象となる事業及びその内容
- 3 交付の取消をする理由及び内容
- 4 補助金等の交付取消決定額
金 円